

議案第 5 号 逗子市地域活動センターの指定管理者の指定について

事前配布資料

市民協働課

1 対象施設

池子会館（逗子市池子 2-10-10）

2 経緯

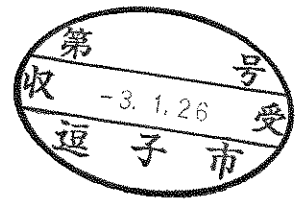
平成 30 年第 1 回定例会（議案第 3 号）において可決され、令和 4 年 3 月 31 日までの期間を指定した指定管理者（池子会館運営委員会）から、令和 3 年 3 月 31 日までの期間に変更したい旨の申し出があったため、協議の上、これを了承し、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの指定管理者を新たに指定する必要性が生じたもの。

3 指定管理者選定の方法

池子会館を池子小学校区の住民自治協議会の活動拠点として位置付けてきたことから、住民自治協議会を対象に指定管理者募集の公示（地域活動センター条例第 9 条）を行い、池子小学校区住民自治協議会から指定の申請があったことから、これを適当と認め、指定管理者候補とし、提案するもの。

4 他の地域活動センターについて

地域活動センター（池子会館を含め 15 館）の指定管理者の指定については、現在の指定管理の期間が令和 4 年 3 月 31 日までとなっていることから、令和 3 年中に次期の指定管理者の選定を行い、令和 3 年第 4 回定例会で提案することを予定している。



第1号様式 (第5条関係)

指定管理者指定申請書

令和3年1月26日	
逗子市長	
所在地 逗子市池子2-10-10	
名 称 池子小学校区住民自治協議会	
代表者の氏名 会長 田宮 知義	
電話番号	
次のとおり、指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
管理を行おうとする センターの名称	池子会館
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の団体の概要を記載した書面 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の団体の活動実績を記載した書面 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

令和3年度収支予算書

会館名 池子会館

(収入)

(単位：円)

科目	当初予算額	前年度予算額	比較	説明
会館利用料	700,000		700,000	
委託金	560,541		560,541	指定管理料47,941円 消防設備点検50,600円 エレベーター点検料462,000円
売上金				
借入金				
寄付金				
繰越金				
雑収入				
計	1,260,541		1,260,541	

(支出)

(単位：円)

科目	当初予算額	前年度予算額	比較	説明
報酬				
消耗品費	20,000		20,000	
光熱水費	670,000		670,000	
修繕料	10,000		10,000	
管理運営費				
通信運搬費	40,000		40,000	
委託料	512,600		512,600	消防設備点検50,600円 エレベーター点検料462,000円
備品購入費				
償還金				
積立金				
雑費	7,941		7,941	
計	1,260,541		1,260,541	

令和3年度科目別収入内訳書

科 目	当初予算額	前年度予算額	摘 要
会館利用料	700,000円		
会議室利用料	700,000円		
委託金	560,541円		
市からの委託金	560,541円		
売上金			
借入金			
自治会からの短期借入金			
寄付金			
繰越金			
前年度からの繰越金			
雑収入			
預金利子			
計	1,260,541円		

令和3年度科目別支出内訳書

科 目	当初予算額	前年度予算額	摘 要
報酬			
常駐当番報酬			
消耗品	20,000円		
トイレットペーパー	10,000円		
医薬品			
お茶・コーヒー			
電球・蛍光灯			
その他	10,000円		
光熱水費	670,000円		
電気代	640,000円		
ガス代	10,000円		
水道代	20,000円		
修繕料	10,000円		
修繕料	10,000円		
管理運営費			
通信運搬費	40,000円		
電話・プロバイダー料金	25,000円		
受信料	15,000円		
郵便代			
宅配便代			
保険料			

委託料	512,600円		
消防設備等保守点検業務委託料	50,600円		
昇降機保守点検業務委託料	462,000円		
自動ドア保守点検業務委託料			
会館清掃費			
備品購入費			
事務机			
イス			
償還金			
自治会からの短期借入金の返済金			
積立金			
小規模修繕に備えた積立金			
雑費	7,941円		
雑費	7,941円		
計	1,260,541円		

2020年(令和2年)度池子小学校区住民自治協議会総会

日時：令和2年5月9日(土)

会場：池子会館 10時～11時

総会次第

1.議事

- 1)第1号議案 2019年(平成31年)度活動報告
- 2)第2号議案 2019年(平成31年)度収支決算報告
- 3)第3号議案 2020年(令和2年)度役員(案)
- 4)第4号議案 2020年(令和2年)度活動計画(案)
- 5)第5号議案 2020年(令和2年)度収支予算(案)
- 6)第6号議案 規約改訂(案)
- 7)その他

2019年度（平成31年度） 池子小学校区住民自治協議会 活動報告

定例総会	年1回【2019年（平成31年）4月20日】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年（平成30年）度活動報告、2018年（平成30年）度収支決算報告発表 2019年（平成31年）度活動計画（案）、2019年（平成31年）度収支予算（案）審議
代表者会議	2ヶ月に1回(2020年1月からは月1回開催) (5/19、7/21、9/15、11/17、1/19、2/16) <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災・防犯・福祉・広報部会の活動報告 ■ 各代表者の取り組みと情報交換 ■ 東逗子経由バス実現にむけて ■ みまもりのいえ110番スタートにむけて ■ わんわんパトロール発足にむけて
役員会	月1回開催 (4/28、5/26、6/30、7/28、8/25、9/29、10/27、11/24、12/8、1/26、2/23) <ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者会議議題 ■ 役員選出 ■ 総会準備 ■ 住民協連絡会、住民協四小校区会合、まちづくりネットワーク会議報告
池子アザリ工連合部会	月1回開催 (毎月最終土曜日) <ul style="list-style-type: none"> ■ 池子駐在所巡査部長から1ヶ月の警察情報報告 ■ 防犯協会委員、第4消防団隊員、池子体育会役員の方々の月間報告 ■ 住民協が協賛する活動の打ち合わせ
防災部会	原則月1回開催 (8/4、10/3、11/3、12/1、1/11、2/8、2/23、3/8、3/15) <ul style="list-style-type: none"> ■ 部会委員 防災士資格取得 ■ 「防犯カメラ作動中」表示板製作、各自治体に配布・設置 ■ 各自治体が所有する防災資機材情報の共有化準備作業 ■ 防災マップ作製の為の現地調査と防災マップ原稿の検討
福祉部会	必要に応じ開催 (12/6) <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域子ども達やお年寄りの路上での安全を守るため「みまもりのいえ110番」活動開始 ■ 池子会館にてフレイルチェック測定会開催（10/24） ■ フレイルチェック測定会を普及するための発案、フレイルサポーター増員に向け養成講座受講 ■ 小学生登校時見守り活動「旗ふり隊」11名の支援者が週2日(月・火曜日)活動
広報部会	■ フレイルチェックのチラシ配布と掲示板へ掲載
防犯部会	■ 10/1 地域の防犯力向上を目的とした「わんわんパトロール」活動開始 2020/3/31現在 31名のパトロール員が活動
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 池子小ふれあいスクール、池子体育会子どもクラブに子ども育成活動として協力参加 ■ 住民協四小校区会合、住民協協議会連絡会、まちづくりネットワーク会議出席 ■ 逗子市総合計画審議会に委員として出席 ■ 逗子市地域福祉計画、活動計画懇話会出席 ■ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会の常任委員として出席 ■ 住民協の活動周知の為Facebook更新 ■ 東逗子経由バス実現に向けての会合

2019年度（平成31年度）収支決算報告

2019年度（平成31年度）4月1日 ～ 2020年度（令和2年度）3月31日

①[自主事業]

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	備考
前年繰越金	239,585	239,585	
交付金(自主事業)	377,000	377,000	
利息	0	2	普通口座預金利息
合 計	616,585	616,587	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	備考
活動費	200,000	175,114	24,886	防災士研修費。わんわんパトロール携帯、カメラ作動中看板に流用
事務消耗品費	10,000	29,944	-19,944	プリンター用インク代、コピー用紙代
通信連絡費	20,000	6,660	13,340	会議資料送達費用、切手代
広報費	100,000	77,472	22,528	協議会たより発行。わんわんパトロール携帯に流用
施設使用料	70,000	98,100	-28,100	池子会館使用料、総会会場費ほか
旅費交通費	10,000	10,544	-544	各種会議への出席等の交通費
会議費	20,000	18,228	1,772	会議配布資料コピー代等
印刷費	30,000	23,664	6,336	わんわんパトロール携帯に流用
インターネット接続料	91,000	91,831	-831	DF. ジェイコム
雑費	10,000	6,584	3,416	ボランティア活動保険料
予備費	55,585	31,210	24,375	わんわんパトロール & 防犯カメラ作動中看板に流用
合 計	616,585	569,351	47,234	

[収支差引額]

収入決算額	支出決算額	収支差引額
616,587	569,351	47,236

②[共通事業]

(交付金なし)

③[地域づくり事業]

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	備考
交付金(地域づくり事業)	170,000	170,000	
合 計	170,000	170,000	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	実績	対予算増減額	備考
イ、子ども健全育成事業	120,000	120,000	0	
①共育促進事業	30,000	30,000	0	みまもりのいえ110番説明時資料&会館使用料
②子ども対象イベント事業	30,000	30,000	0	子ども「くじらの冒険」。健康まつり流会残材処分
④子ども見守り事業	30,000	30,000	0	みまもりのいえ110番コート
⑤イベント教育、講座開催	30,000	30,000	0	わんわんパトロール説明時ほか
エ、安全・安心及び活性化	50,000	50,000	0	
①防災対策啓発	30,000	30,000	0	「防犯カメラ作動中」看板
④防犯推進事業	20,000	20,000	0	わんわんパトロール携帯グッズ
合 計	170,000	170,000	0	

[収支差引額]

収入決算額	支出決算額	収支差引額
170,000	170,000	0

④繰越金

自主事業費繰越金	47,236
共回事業費繰越金	0
地域づくり事業費繰越資金	0

⑤現金残高

普通預金	47,236
合 計	47,236

上記の通り、2019年度(平成31年度)会計報告をいたします。

2020年(令和2年)3月31日 池子小学校区住民自治協議会

会 長 田宮 知義

会 計 中川 隆



⑤会計監査報告

2019年度(平成31年度)会計報告について、監査しました結果、
適正であることを認め、ここに報告申し上げます。

令和2年4月28日 池子小学校区住民自治協議会

会計監査 渡邊 由紀子



会計監査 浅沼 美津枝



2020年度(令和2年度) 池子小学校区住民自治協議会役員 (案)

会長	留任	田宮 知義 (東逗子ハイツ管理組合)
副会長	新任	小林 五郎 (池子区 副会長)
事務局長	新任	瀬水 昇 (前ロータリーパレス逗子管理組合 理事長)
会計	新任	谷 周一 (アザリ第一自治会 前会長)
事務局員	新任	辻本 順子 (前逗子中PTA)
事務局員	新任	牛島 満 (ライオンズグローベル逗子の丘管理組合 理事長)
監事	前事務局員	先崎 あさみ (元子ども会連合会後援会)
監事	前事務局員	八田 美穂 (元逗子中PTA)
広報部会長	新任	川戸 裕佑 (前青少年指導員連絡協議会)
防災部会長	留任	鈴木 新 (アザリ第二自治会)
防犯部会長	新任	森 謙 (東逗子ハイツ管理組合 前理事長)
福祉部会長	前会計	中川 隆 (アザリ第一自治会)
地域づくり部会長	新任	松井 一成 (東逗子第一団地自治会 前会長)

[第4号議案]

2020年度（令和2年度）池子小学校区住民自治協議会 活動計画（案）

定例総会	<p>年1回【2020年（令和2年）5月9日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2019年（平成31年）度活動報告、2019年（平成31年）度収支決算報告発表 2020年（令和2年）度活動計画(案)、令和2年度収支予算(案)審議
代表者会議	<p>月1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災・防犯・福祉・広報・まちづくり部会の活動報告 ■ 各代表者の取り組みと情報交換
役員会	<p>月1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者会議議題 ■ 役員選出 ■ 総会準備 ■ 住民協連絡会、住民協四小校区会合、まちづくりネットワーク会議報告
防災部会	<p>原則月1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各自治体が所有する防災資機材情報の共有化整備 ■ 防災マップ作成準備作業・原稿の作成(予算2021年度) ■ 住民協掲示板作成検討 ■ 各自治会の防災訓練を住民協統一防災訓練として実施可能か検討 ■ 避難所運営委員会訓練を住民協として実施可能か検討
福祉部会	<p>必要に応じ開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子ども達やお年寄りの路上での安全を守るため「みまもりのいえ110番」活動 ■ 池子会館にてフレイルチェック測定会開催（6月、10月） ■ 小学生登校時見守り「旗ふり隊」活動
広報部会	<p>必要に応じ開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌年1回発行
防犯部会	<p>必要に応じ開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の防犯力向上を目的とした「わんわんパトロール」活動 ■ 「わんわんパトロール」普及の為イベント（ワークショップ）開催
地域づくり部会	<p>必要に応じ開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 東逗子経由場バス実現に向けて活動 ■ 子育て所帯の流入を促進する活動
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 池子小ふれあいスクール、池子体育会子どもクラブに子ども育成活動として協力参加 ■ 住民協四小校区会合、住民協協議会連絡会、まちづくりネットワーク会議出席 ■ 逗子市総合計画審議会に委員として出席 ■ 逗子市地域福祉計画、活動計画懇話会出席 ■ 逗子市池子接収地返還促進市民協議会の常任委員として出席 ■ 住民協の活動周知の為Facebook更新

[第5号議案]

池子小学校区住民自治協議会

令和2年度 収支予算(案)

【自主事業】

[収入の部]

予算額

(単位 円)

科目	前年度	本年度予算額	前年度比	備考
前年度繰越金	239,585	47,236	-192,349	
交付金 組織運営経費	377,000	376,000	-1,000	
雑収入(利子等)	2		-2	
合計	616,587	423,236	-193,351	

[支出の部]

(単位 円)

科目	前年度	本年度予算額	前年度比	備考
活動費	200,000	50,000	-150,000	
会議費	20,000	20,000	0	会議配布資料コピー代他
広報費	100,000	60,000	-40,000	協議会たより発行
通信連絡費	20,000	6,000	-14,000	郵送代、電話代(IE接続料を除く)
印刷費	30,000	30,000	0	自治会回覧チラシ印刷代
事務消耗品費	10,000	30,000	20,000	プリンター用インク代、用紙代、消耗品代
施設使用料	70,000	110,000	40,000	池子会館使用料
旅費交通費	10,000	11,000	1,000	各種会議への出席等交通費
インターネット接続料	91,000	93,000	2,000	DF. ジェイコム @7,703+α円/月×12
雑費	10,000	10,000	0	
予備費	55,587	3,236	-52,351	
合計	616,587	423,236	-97,649	

【共通事業】

(交付金なし)

【地域づくり事業】

[収入の部]

科目	前年度	本年度予算額	前年度比	備考
交付金 地域づくり事業経費	170,000	360,000	190,000	
合計	170,000	360,000	190,000	

[支出の部]

科目	前年度	本年度予算額	前年度比	備考 (令和2年度事業名)
ア、福祉向上事業	0	30,000	30,000	
③地域の助け合い事業	0	30,000	30,000	みまもりのいえ110番継続募集
イ、子ども健全育成事業	120,000	120,000	0	
①地域における共育促進広報	30,000	30,000	0	子ども対象イベントPRパンフレット配布
②子どもを対象にした講座	30,000	30,000	0	子どもクラブ、健康祭り活動費
③子ども見守り事業	30,000	30,000	0	旗ふり隊の旗等追加購入 保険加入
⑤文化・スポーツ等イベント 講座の開設事業	30,000	30,000	0	子ども対象工作教室・将棋講習
ウ、生活環境向上事業	0	60,000	60,000	
①環境美化事業	0	30,000	30,000	ごみ集積所の分別・回収日ステッカー
④地域の交通問題対策事業	0	30,000	30,000	ミニバス等交通手段アンケート
エ、安全・安心及び活性化事業	50,000	150,000	100,000	
①防災啓発事業	10,000	30,000	20,000	防災備品情報共有化、避難方法説明書
②防災訓練実地事業	10,000	30,000	20,000	池子地区全体合同避難訓練
③地域防災計画の策定事業	0	30,000	30,000	池子地区の地形確認、避難場所
④防犯推進事業	0	30,000	30,000	わんわんパトロール隊への名刺作成 募集広告(チラシ作成等)
⑦地域の活性化に資するイベント、講座の 開設事業 わんわんパトロールワークショップ	30,000	15,000	-15,000	わんわんパトロール 新規登録募集と 既登録者間の情報交換
⑦地域の活性化に資するイベント、講座の 開設事業 防災士の講習会	0	15,000	15,000	防災士による防災講習会開催
合計	170,000	360,000	190,000	

自主事業+地域づくり事業	786,587	783,236	-3,351
--------------	---------	---------	--------

代表者会議会員 各位

池子小学校区住民自治協議会
会長 田宮 知義

令和2年度 池子小学校区住民自治協議会 総会(書面表決)の結果報告(総会議事録)

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から池子住民協の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和2年5月9日を総会表決の日といたしました。皆様の提出いただきました書面による賛否を集計し皆様(オブザーバーを除く)22名のうち1名の未回答者を除く21名の方々の承認をいただきました。

ここに議事録としてご報告申し上げます

令和2年度 池子小学校区住民自治協議会 総会議事録

2020年5月9日 池子会館 2F 10時より 書面総会による表決集計を行ないました。

議決権のある会員22名(役員、オブザーバーを除く) 表決回答会員22名

議題

第一号議案 平成31年度 活動報告	賛成21名
第二号議案 平成31年度 収支決算報告	賛成21名
第三号議案 令和2年度 選出役員名(案)	賛成20名
第四号議案 令和2年度 活動計画(案)	賛成21名
第五号議案 令和2年度 収支予算(案)	賛成21名
第六号議案 規約改訂(案)	賛成21名

以上の議題を「書面総会」にて5月9日表決の集計結果に基づいて第一号議案から第六号議案まで賛成多数で承認されましたことをご報告いたします。

事前に皆様にお配りした議案資料どうりの承認ですので新たに承認議案の配布はいたしません。お手元の議案資料をそのまま保管してください(三号から六号議案は(案)を消して保管してください)

以上、2020年度総会の結果を議事録として作成し、
記入者の署名捺印、監事2名の署名捺印をもって証する。

2020年 5月15日 池子小学校区住民自治協議会

作成者 会長 田宮知義

議事録署名人 監事 浅沼美津枝

監事 渡邊由紀子



池子小学校区住民自治協議会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、「池子小学校区住民自治協議会」（以下「協議会」という。）とし、通称は「池子住民協」とする。

第2条（目的）

協議会は、池子小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。

第3条（事務所）

協議会の事務所は、逗子市池子2-10-10 池子会館に置く。

第4条（事業）

協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力の向上に関する事業
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する事業
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する事業
- (5) 子育て所帯の流入を促進する事業
- (6) その他地域づくり計画に基づく事業

第5条（構成員）

協議会の構成員は、池子小学校区に在住、在勤する個人及び各種団体、法人等とする。

第6条（会員）

会員は、協議会の目的に賛同し、入会した者とする。

第7条（組織）

協議会は、総会、役員会、代表者会議、部会をもって構成する。

第2章 役員

第8条（役員の種別）

協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

- (6) 事務局員 数名
- (7) 部会長 数名

第9条 (役員を選出)

役員を選出は、会員の中より代表者会議で立候補と抽選により行い、総会で決定する。

- 2 役員に欠員が生じた時は、役員会に一任し役員が兼務する。

第10条 (役員職務)

協議会の役員は、次の職務にあたる。但し、職務の兼任は妨げない。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、出納事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産の状況及び会の運営を監査する。
- (5) 事務局長は事務全般の総括を行う。
- (6) 事務局員は、事務全般を行う。
- (7) 部会長は、各部会の企画、運営を行う。

第11条 (役員任期)

協議会の役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員が生じたことにより選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

第12条 (総会種別)

総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

第13条 (総会構成)

総会は、会員をもって構成する。

- 2 議決権は、協議会の各役員1票及び、各団体の代表者1票とし、重複役員1票とする。
- 3 議決権を持たない会員は、意見などを発言することが出来る。

第14条 (総会開催)

通常総会は年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 議決権を有する会員の3分1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

第15条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

第16条（総会の定足数）

総会は代表者会議の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第17条（総会の議長）

総会の議長は、副会長が行う。

第18条（総会の議決）

総会の議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条（総会の審議事項）

総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

第20条（総会の公開）

通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 協議会の構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することが出来る。但し議決権は有しない。

第4章 役員会

第21条（役員会の構成）

役員会は、役員をもって構成する。但し監事は議決権を有しない。

第22条（役員会の招集と議長）

役員会は、会長もしくは副会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長もしくは副会長がこれに当たる。

3 役員会は原則として毎月開催する。

第23条（役員会の審議事項）

役員会は、次の事項を審議し代表者会議に提案する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 代表者会議

第24条 (会議の目的)

代表者会議は、会員が意見提案を行うとともに、協議会の活動、運営に関する事案の審議をし、相互の情報交換の場とする。

第25条 (会議の構成)

会議は、協議会役員及び各団体の代表者をもって構成する。
但し、代表者が役員になった団体からは、別途代表者をたてることが出来る。

第26条 (会議の開催)

開催日は役員会で決定し、代表者会議の承認のもと開催する。

第27条 (会議の招集)

会議は、議長が招集し、会議の議長は会長もしくは副会長がこれに当たる。

第28条 (会議の議決)

議決は、出席者の過半数とする。

第6章 部会

第29条 (部会の構成)

協議会に、必要に応じて次の部会を置くことができる。また、部会は協議会の会員で構成する。但し、協議会の構成員は、部会の活動に参加することができる。

- (1) 地域の安心・安全に関する部会
- (2) 地域の防災力の向上に関する部会
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する部会
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する部会
- (5) 地域福祉向上を目指す部会
- (6) その他地域づくり計画に基づく部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

第30条 (部会の役割)

部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) その他部会運営等に関する事

第7章 会計及び監査

第31条（経費）

協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第32条（会計年度）

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、設立年度にあつては、発足の日から翌年3月31日までとする。

第33条（会計帳簿の整備）

協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

第34条（監査）

監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第8章 その他

第35条（委任）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮る。

第36条（細則）

この規約施行について改正または細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成28年 4月17日から施行する。

改定

第9条の選出方法の変更。

2項の役員欠員の定めを追加

平成30年4月29日から施行する。

改正

第1条に通称を追加

第4条の目的を追加

第8条の人数を変更

第10条のあらかじめ指名した順序によって、を削除

第22条に副会長を追加

第23条の審議した事項は代表者会議に提案に変更

第24条に運営に関する事案の審議を追加

第26条の開催日の定めを変更
第27条に副会長を追加
第29条のアザリエ連合部会を削除
第36条に改正を追加
令和 2年 5月 9日から施行する。